

◇尼崎城址公園内行為等に係る使用料◇

1 公園内行為を行う場合

行為	単位	金額
行商、募金、出店等を行うとき。	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	632 円
業として写真を撮影するとき。	写真機 1 台につき 1 日	2,180 円
業として映画等を撮影するとき。	1 箇所につき 1 日	8,778 円
興行を行うとき。	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	42 円
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき。	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	8 円
その他公園の全部又は一部を独占して利用するとき。	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	18 円

2 公園を占有する場合

占有物件		使用料	
		単位	金額
1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	4,644 円
	電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線		2,412 円
	その他のもの		4,644 円以内でその都度市長が定める額
2 送電塔その他これに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,444 円	
3 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	4,164 円	
4 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個につき 1 年	1,548 円	
5 変圧器	地上に設けるもの	1 個につき 1 年	1,692 円
	地下に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,548 円
6 地下埋設物	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	120 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		156 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		240 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		312 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		468 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		624 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		1,092 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,548 円
	外径が 1 メートル以上のもの		3,096 円
7 鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,444 円	
8 日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	129 円	
9 地下室、マンホールその他これらに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,444 円	
10 標識及び標柱類	乗合自動車停留所のもの	1 本につき 1 年	2,244 円
	その他のもの		3,444 円
11 工事用施設	土地上に設ける板囲い又は足場、詰所、材料置場、駐車施設その他これらに類するもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	536 円
	上空に設ける足場又は養生棚		242 円
12 その他のもの	占有面積 1 平方メートル又は長さ 1 メートルにつき 1 月	536 円以内でその都度市長が定める額	

3 公園施設を設ける場合 占有面積 1 平方メートルにつき 1 月 620 円

4 公園施設を管理する場合 占有面積 1 平方メートルにつき 1 月 1,240 円